

31契第674号
令和元年12月25日

物件等入札参加資格者の皆様へ

高知市総務部契約課

高知市業務委託契約における最低制限価格の設定及び公表に関する要綱の一部改正について

日頃は、本市行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、入札におけるダンピングを防止し適正な業務の履行を確保するため、業務委託における予定価格及び最低制限価格の設定方法等の適正化に取り組んでいます。

この度、消費税及び地方消費税の増税や人件費の上昇を踏まえて、下記のとおり、最低制限価格の設定方法を一部改正しますのでお知らせいたします。

記

1 改正内容

高知市業務委託契約における最低制限価格の設定及び公表に関する要綱第4条第3項
(最低制限価格の決定方法等)

共通積算基準を適用して予定価格を定めるものに係る入札において設定する最低制限価格
について

【改正前】 予定価格の100分の60から100分の80までの範囲内で定める

【改正後】 予定価格の100分の65から100分の85までの範囲内で定める

2 施行日

令和2年4月1日

以上